

【資料 22】 和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

制定 平成 17 年 5 月 31 日告示第 86 号

改正 平成 18 年 5 月 23 日告示第 73 号

改正 平成 20 年 3 月 27 日告示第 45 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 49 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市民の自主的な防災活動の促進を図るため、自治会等を単位とした組織（以下「自主防災組織」という。）の防災活動に対し、予算の範囲内において和光市自主防災組織活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和 38 年規則第 8 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象組織)

第 2 条 補助の対象となる組織は、市内に住所を有するおおむね 20 世帯以上で構成される次に掲げる自主防災組織とする。

- (1) 自治会を単位とするもの
- (2) その他市長が特に認めるもの

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する訓練を行う事業及び防災知識を普及するために行う事業（以下「防災訓練・啓発事業」という。）
- (2) 別表に定める防災資機材の購入及び修理等を行う事業（以下「防災資機材整備事業」という。）

(補助金の額)

第 4 条 自主防災組織への補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象事業	補助金の額及び補助限度額
防災訓練・啓発事業	当該事業に要する経費の額、150 円に当該自主防災組織の世帯数を乗じて得た額又は 10 万円のいずれか少ない額
防災資機材整備事業	当該事業に要する経費の額に 4 分の 3 を乗じて得た額又は 20 万円のいずれか少ない額

2 前項に規定する補助金の額の算定基礎となる世帯数は、毎年 4 月 1 日現在のものとする。ただし、年度途中で設立の届出をした自主防災組織については、当該届出をした日における当該自主防災組織の世帯数とする。

(自主防災組織の設立等)

第 5 条 自主防災組織を設立したときは、その代表者は、和光市自主防災組織設立届（様式第 1 号）

に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 組織の規約

(2) 組織を構成する世帯の名簿（自治会を単位とする組織以外の組織に限る。）

2 自主防災組織の代表者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 組織の代表者

(2) 組織の規約

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金を受けようとする年度の9月末日までに、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（次条において「交付申請」という。）は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに同一年度内において1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該交付申請をした自主防災組織に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、補助対象事業が完了したときは、和光市自主防災組織活動実績報告書（様式第4号）及び防災資機材保管・購入一覧表（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに行うことができる。

（補助金の交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により当該報告をした自主防災組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該補助金に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（助言、指導等）

第11条 市長は、自主防災組織に対して、補助対象事業の適正な実施に必要な助言、指導等を行うことができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年告示第73号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成 20 年告示第 45 号）
この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 49 号）
この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 68 号）
この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

種別	品目
倉庫	防災用資機材倉庫
救出・救護・避難用具	バール・ジャッキ・スコップ・つるはし・のこぎり・工具セット・脚立・はしご・ブルーシート・テント・毛布・担架・簡易トイレ・トイレ用テント・車椅子・リヤカー・発電機・ガソリン携行缶・投光器・ライト・ランタン・トイレ用品
給食・給水用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器・浄水器・給水ポンプ・飲料水保存容器
初期消火用具	バケツ・消火器（詰替えを含む。）・可搬式ポンプ・スタンドパイプ・消火ホース
情報収集・伝達用具	ハンドマイク・トランシーバー・携帯テレビ・ラジオ・乾電池・ポスター・バインダー・ホワイトボード・旗・警笛・拍子木・ポール・バリケード・掲示板
医薬品	救急箱・備蓄医薬品
被服・標識	ヘルメット・防災服・防塵マスク・ゴーグル・手袋
その他	市長が必要と認めるもの

備考

- 1 家庭用スプレー消火器の購入及び廃棄に係る費用は補助対象外とする。
- 2 被服、携行品等は個人貸与をせず、通常時はまとめて保管し、災害時及び訓練時にのみ使用すること。
- 3 種別の項のうちその他に該当する物品の購入を検討する場合は、市長と事前に協議し、許可を受けること。

備考 様式 1 号～様式 5 号：記載省略

【資料 23】 上水道施設の震災対策（埼玉県企業局）

1 現況

施設名	震災対策
取導水施設	取水口、導水管路、堤防樋管及び取水ポンプ井の各施設は、耐震・耐火構造物であり、常時監視を実施して施設の保守、保全に努めている。
浄水施設	（設計震度 鉛直 0.1G、水平 0.2G、高架水槽 0.3G） ① 分水井、薬品沈でん池、急速ろ過池及び浄水池の構造は耐震・耐火構造物であり、管理本管及び上屋を有する施設には消火設備を保有している。 ② 各浄水場、及び上赤坂、高坂、江南、高倉中継ポンプ所は非常用自家発電設備を有して停電時に備えている。 ③ 塩素ガス施設は、高圧ガス保安法及び県の指導基準による設備基準に準拠して設計強度を保持し、且つ感震器による緊急しや断弁、塩素ガス漏洩検知機、中和装置及び防液堤等が装備されており、塩素ガス漏洩による二次災害を防止している。 ④ 場内配管は、基礎を有する構造物に対して 300mm の沈下に対応できるよう伸縮可とう管を取り付けてある。
送水施設	（設計震度 鉛直 0.1G、水平 0.2G） ① 県営水道の口径 100mm～2,000mm の送水管は、ダクタイル鋳鉄管を使用している。ただし、水管橋及び伏越部分等には一部鋼管を使用している。 ② 管路は計画的に巡視し、漏水の早期発見及び復旧に努めている。水管橋及び伏越部分には、300mm の沈下に対応できるように伸縮可とう管を設置してある。 ③ 各浄水場の送水管を連絡し、用水の相互送水が可能となっている。

2 予防計画

施設名	震災対策
取導浄水施設 （浄水場）	① 取導浄水施設は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に基づき、耐震化対策を行う。 ② 停電時でも受水団体が必要とする水量を送水するため、浄水場等の非常用自家発電設備を拡充する。 ③ 塩素ガス施設は、高圧ガス保安法及び県の指導基準による設備基準に準拠して設計強度を保持し、かつ感震器による緊急しや断弁、塩素ガス漏洩感知器、中和装置及び防波堤等が装備されており、塩素ガス漏洩による二次災害を防止している。 ④ 復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。
送水施設 （送水管路）	① 送水管路は、離脱防止機能を備えた耐震継ぎ手管を採用することにより、耐震化を図る。 ② 震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所に送水調整池を拡張整備するとともに、既存施設の耐震化を図る。 ③ 応急給水のための給水栓（給水車用、住民等用）を浄水場、中継ポンプ所及び給水拠点に整備している。また、臨時給水装置 84 基を備蓄している。 ④ 復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。 ⑤ 送水管の空気弁に設置可能な応急給水装置を整備している。

【資料 24】 電気施設の耐震設計基準（電力事業者）

実施部局	施設		耐震設計基準
東京発電株式会社	水力発電設備		機器の耐震設計は、水平震度 0.3～0.5、ダム、水門、鉄管は水平震度 0.12～0.24、建物については建築基準法による耐震設計を行っている。
	変電設備		変電設備の耐震設計は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。
	送電設備		電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
東京電力パワーグリッド株式会社	変電設備		機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
	送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し、必要に応じて対策を行う。
		地中電線路	終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。
	配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。
		地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計とする。

【資料 25】 ガス施設の震災対策（埼玉県及び東京ガスグループ等ガス事業者）

1 埼玉県

施設名	震災対策	
高圧ガス施設	長期計画	昭和 57 年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成 11 年 4 月 1 日改正）に適合するよう指導する。
	現況	① 貯槽等 耐震構造とし、毎年 1 回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ② 配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。 ③ 防消火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。 ④ 防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。 ⑤ 除害設備等 除害設備の耐震構造化を指導。また、停電時にも機能を保持するよう保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 ⑥ アンモニア冷凍機 配管等の接続部より漏えいが発生すると想定されるため、散水等による除害装置を設置するよう指導している。（ただし、一定の基準を満たした吸収式アンモニア冷凍機は除く。）
	短期計画	上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことによって「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。
一般消費施設	長期計画	地震による二次災害を防止するため、販売事業者に対しては、一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年 1 回以上周知させることを徹底させ、一般消費者に対しては、地震が起きたときの速やかな対応についての啓発を行う。
	現況	一般消費者における震災対策として次のとおり指導している。 ① ガスボンベ容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。 ② ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを、操作しやすい位置に取り付けること。 ③ ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。 ④ ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。
	短期計画	LP ガス一般消費者等については、震度 5 弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついた S 型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進する。

【資料 25】 ガス施設の震災対策（埼玉県及び東京ガスグループ等ガス事業者）

2 東京ガスグループ等ガス事業者

施設名		震災対策
現況	ガス製造施設	① ガス製造施設の設計はガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規ならびに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。 ② 危険物貯蔵・ガス製造設備等は、緊急しゃ断弁又は停止装置及び安全装置、危険物の流出防止設備・消防設備等の保安設備を配備している。
	供給施設	① ガスホルダーは製造施設と同様にガス事業法などの諸法規ならびに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、しゃ断装置及び隔離距離等を考慮している。また、球型ホルダーは地震力を考慮した耐震構造となっている。 ② ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 ③ 現在使用している導管材料は鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管で、継手形式はそれぞれ溶接、機械的接合、融着接合を適用しており、可とう性に富み耐震性は十分である。 ④ 上記以外では、古くは本支管ではガス型・水道型接合鋳鉄管、支管等の小口径のものはネジ接合、機械的接合鋼管がある。 ⑤ ガス導管には、緊急しゃ断のため又は供給操作上の必要によりしゃ断弁を装置している。設置箇所は、製造所及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及びその他供給上必要な箇所等である。また、需要家に対しても引き込み管ガスしゃ断装置を取り付けており、さらに、ガスメーターの入側にはすべてコックが取り付けられている。 ⑥ ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察・関係機関への連絡体制を整えている。

【資料 26】 ガス施設の安全化対策（東京ガスグループ）

1 基本目標

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

2 施設等の安全化対策

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

施設名		震 災 対 策
現 況	ガス製造施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 2 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
	ガス供給設備	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 2 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。 3 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 4 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。
	検知・警備設備	災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。 (1) 地震センサー（S I センサー、液状化センサー） (2) ガス漏れ警報装置 (3) 火災報知器 (4) 圧力計 (5) 流量計
	緊急放散設備等	製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。
	連絡・通信設備	災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。
	ガス工作物の巡視・点検・調査等	ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る

3 防災教育・訓練

- (1) 各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

- (2) 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年 1 回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

4 広報活動

- (1) 日常の広報

お客さまおよび他工事関係工事会社等に対し、パンフレット等を利用しガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

- (2) 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

【資料 27】 通信施設の震災対策（東日本電信電話株式会社）

施設名	震災対策
建物	① 震度 7 に対して倒壊・崩壊を避ける構造とした耐震設計を実施している。 ② 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。
建物内設備	① 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ② 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。
建物外設備	① 地下ケーブル - 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 - マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。 ② 橋りょう添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。 ③ 架空ケーブル 隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。 ④ NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブルまたは無線による多ルート化を進める。 ⑤ 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの 2 ルート化と回線の分散収容を推進する。 ⑥ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。 ⑦ 市町村指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。
移動用無線	① 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星通信移動無線車を常備している。 ② その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。
非常用電源	重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。

【資料 28】 通信施設の予防措置及び整備

1 予防措置

- (1) 公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、和光市内の内の数箇所に、特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- (3) 和光市指定の避難所等に非常用公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- (4) 架空ケーブルは、地震による 2 次的災害（火災）に比較的弱いので、隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地下化が望ましい区間は、地下化を推進する。
- (5) 弱体設備管理を強化し、段階的に補強、取替えを行う。

2 有線通信施設の整備

災害時における市内の混乱状態を予測し、その発生を予防するために、有線通信施設の整備を図る。

(1) 電気通信設備の強化対策

設備自体を物理的に強化する耐震対策として、関東大震災級の地震にも耐え得る設備を目標に、次のような対策を実施する。

ア 通信用電力機器の固定と耐震補強

イ 通信用交換機等の耐震補強

ウ マンホール、とう道内のケーブルの固定及び不燃化対策

(2) 災害対策用電話通信機器の配備

ア 災害により電話局の交換機等局内設備が被災したときの代替交換機として、非常用可搬形加入者線収容装置を使用できるよう措置しておく。

イ 通信の全面途絶や避難所等の孤立地帯の対策として、可搬無線機等を使用できるよう措置しておく。

ウ 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を使用できるよう措置しておく。

【資料 29】 鉄道施設の震災予防対策（鉄道各社）

実施機関	震災予防対策
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社・高崎支社・八王子支社・大宮支社	① 施設の現状 - 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 - 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。 ② 事業計画 - 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。 - 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成 7 年 7 月運輸省通達）により対応する。また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。
東武鉄道株式会社	① 施設の現況 - 建造物の耐震設計は、鉄道構造物等設計標準等により、建築物の耐震設計は、法規で定められた構造強度基準により、変電所機器は重力加速度 0.5G、架空線支持物は風圧の基準によりそれぞれ設計されている。 - レンガ構造など明治、大正時代につくられた建造物は、逐次耐震性を考慮した建造物に更新している。 ② 事業計画 阪神・淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。

【資料 30】 道路施設の震災予防対策（東日本高速道路株式会社等）

実施機関	震災予防対策
東日本高速道路株式会社	① 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。 ② 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。 ③ 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。 ④ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。 ⑤ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。
首都高速道路株式会社	① 概要 ・ 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成 8 年 11 月）等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。 ・ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。 ② 高架橋の安全性強化 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。なお、橋脚の耐震対策（鋼版巻き立て等で補強）は平成 10 年度に、地盤の液状化によって生じる地盤流動化対策は平成 11 年度に完了している。 ③ 災害時における情報収集・伝達等に必要な電気通信設備の常時点検 ④ 災害時における利用者の安全確保 ⑤ 資機材の備蓄等の措置 震災時における緊急点検・応急復旧等の対策を実施するための資機材及び物資の備蓄を行う。 ⑥ 防災広報の実施 ⑦ 防災訓練の実施

【資料 31】 河川の震災予防対策（埼玉県）

実施機関	震災対策
県（県土整備部）	① 現状 県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。 県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、昭和 36 年～平成 18 年の間の沈下量は越谷市で 1.77m、川口市で 1.46m、また、さいたま市においては、昭和 39 年～平成 18 年の間で 1.24m 沈下している。このような状況から、満潮位以下の地盤高の地域は年々増大する傾向にあり、平常時の自然排水が困難となっている。 このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。 耐震点検については実施している。河道改修率は、約 62.7%（令和 5 年度末時点の県管理河川の改修率）である。 ② 全体計画 県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。 また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。

【資料 32】 防火地域及び準防火地域内の建築規制

対 象			構 造
防火地域	①	階段が 3 以上又は延べ面積が 100m ² を超える建築物	ただし③を除く 耐火建築物
	②	その他の建築物	
	③	- 外壁及び軒裏が防火構造で延べ面積 50m² 以内の平家建附属建築物 - 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場の類 - 不燃材料で造り又は覆われた高さ 2m を超える門又は塀 - 高さ 2m 以下の門又は塀	制限なし
	防火地域内にある看板、広告塔等で、屋上に設けるもの又は高さ 3m を超えるものは、主要部分を不燃材料で造り又は覆わなければならない。		
準防火地域	①	地階を除く階数が 4 以上又は延べ面積が 1,500m ² を超える建築物	耐火建築物
	②	延べ面積が 500m ² を超え、1,500m ² 以下の建築物	ただし、主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場の類は除く 耐火建築物又は準耐火建築物
	③	①、②以外で地階を除く階数が 3 である建築物	
	④	①、②、③以外の木造建築物	防火構造 不燃材料で造るか、覆う
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
屋根		構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために建築基準法で定める技術的基準に適合するものでなければならない。	
外壁のドア（開口部）等		延焼のおそれのある部分は、防火戸その他の防火設備を設けなければならない。	
隣地境界線に接する外壁		外壁が耐火構造のものは、隣接境界線に接して設けることができる。	

【資料 33】 和光市防災倉庫一覧表

平成 31 年 3 月現在

区分	防災倉庫名称	住所	面積 (㎡)
地域 防災 倉庫	下新倉防災倉庫	下新倉 4-22-1	177.88
	白子三丁目防災倉庫	白子 3-26-63	206.11
	新倉一丁目防災倉庫	新倉 1-4-64	136.12
	和光市役所防災倉庫	広沢 1-5	113.5
	総合体育館防災倉庫	広沢 3-1	238.58
	総合福祉会館防災倉庫	南 1-23-1	97.27
	酒井浄水場防災倉庫	下新倉 4-3-1	31.75
	外環桁下防災倉庫	新倉 1-32	31.75
地区 防災 倉庫	白子小学校防災倉庫	白子 3-2-10	18.6
	第四小学校防災倉庫	諏訪 3-20	5.76
	第三小学校防災倉庫	中央 1-1-4	5.76
	北原小学校防災倉庫	新倉 1-5-27	22.87
	新倉小学校防災倉庫	新倉 2-2-39	5.76
	外環上部新倉二丁目防災倉庫	新倉 2-21	5.76
	西大和団地防災倉庫	西大和団地 1-10	5.76
	本町小学校防災倉庫	本町 31-17	5.76
	大和中学校防災倉庫	丸山台 2-8-8	5.76
	第五小学校防災倉庫	南 1-5-10	22.87
	第三中学校防災倉庫	南 2-2-1	22.87
	下新倉小学校防災倉庫	下新倉 5-21-1	34.45

【資料 34】 和光市危険物取扱施設一覧表

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

	移動 タンク 貯蔵所	一 般 取 扱 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱 所	第 2 種 販 売 取 扱 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	総 計
下新倉 1 丁目										
下新倉 2 丁目					1					1
下新倉 3 丁目					1			1		2
下新倉 4 丁目									1	1
下新倉 5 丁目						2				2
下新倉 6 丁目									1	1
白子 1 丁目						1			1	2
白子 2 丁目						1			2	3
白子 3 丁目	5				1	2			2	10
白子 4 丁目										
諏訪		1				1			2	4
南 1 丁目		1				2				3
南 2 丁目		1			1				4	6
広沢		2	1		7				7	17
丸山台 1 丁目									1	1
丸山台 2 丁目		1								1
丸山台 3 丁目		1		1		2				4
中央 1 丁目		5			2	1			5	13
中央 2 丁目						2				2
本町		4			1	1			4	10
新倉 1 丁目						1				1
新倉 2 丁目										
新倉 3 丁目									1	1
新倉 4 丁目										
新倉 5 丁目						1				1
新倉 6 丁目		2		2	2				2	8
新倉 7 丁目					2	2				4
新倉 8 丁目									1	1
合 計	5	18	1	3	18	19		1	34	99

【資料 35】 ライフライン施設の応急対策

1 電力施設

災害のため電力施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は、発生した場合の救護処置又は応急処理は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部長（市長）は、災害により電力施設に被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合は東京電力パワーグリッド株式会社志木支社に通報し、その応急処置について協力する。
- (2) 災害対策本部長から通報があったときは、電力会社は、東京電力パワーグリッド株式会社の定める「非常災害対策基本マニュアル」に基づき、速やかに応急対策を実施する。

(3) 応急工事の基本方針

恒久復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ない場合は、応急工事を実施する。

(4) 応急工事の基準

東京電力パワーグリッド株式会社の「非常災害対策基本マニュアル」に基づき、必要に応じて定める。

(5) 復旧目標

復旧の順位を考慮し、できる限り短日時のうちに最も適切に行うよう努める。

なお、詳細な電力施設の災害応急対策は「埼玉県地域防災計画」（平成 26 年 12 月）第 6 編第 9 節「電力施設応急対策計画」に基づいて東京電力パワーグリッド株式会社志木支社と協力して行う。

2 ガス施設

ガス施設の応急対策は、危機管理防災部、東京ガスグループ、市内 L P 販売業者等と協力し、ガス施設並びにガス供給上に係る災害の未然防止と、被害の早期復旧を図る。

(1) 県危機管理防災部

ア 基本方針

高圧ガス施設は、地震時の火災、爆発、漏えい等により、周辺市民に対し、大きな影響を与えるおそれがある。従って、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、従業員及び周辺市民に対する危害を防止するため、関係防災機関は相互に協力し、施設の被害を軽減する対策を確立する。

イ 高圧ガス施設応急対策

関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等に対し、次に掲げる措置を高圧ガス施設のガス別に応じて講ずるよう指導する。

- (ア) 高圧ガスの流出あるいは爆発等のおそれがある作業所の配管の各種弁等の緊急停止を実施する。

毒性ガスについては、防毒マスク等保護具を整備し、施設の応急点検と出火防止を図る。

- (イ) 災害時には、その状況に応じ従業員や付近市民に対して、ガスの種類に応じた避難誘導を行う。特に、毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全と防災機関との連絡を密にし、その任務の明確化を図る。

- (ウ) 漏えいガスが静電気や摩擦熱等で発火し、火災が発生した場合、状況を的確に把握し、初期消火活動に努める。

- (エ) 災害に応じ、消防、警察その他関係機関へ通報し、応援を求める場合の協力体制を確立する。

- (オ) 高圧ガス事業所の災害に対する高圧ガス共同防災規約の応援協定を一層充実させる。

ウ L P ガス及び燃焼器具供給対策

災害の発生によって、L P ガスの供給、L P ガス充てん器の一時的な麻痺状態のおそれがあるので、被災者に速やかに L P ガス及び燃焼器具の供給ができるよう平時から備蓄を指導するほか、緊急に調達して燃料の確保に万全を期すよう指導するものとする。

- (ア) 被災者に対する L P ガスの供給は、主として避難所を対象に調達ができるよう、業界を指導する。
- (イ) 家庭用のガス燃焼器具は、ガスの種類によって異なるが、L P ガスの燃焼器具の供給は、主として避難所を対象として調達ができるよう業界を指導する。
- (ウ) L P ガス販売業者の一覧表は、第 3 章第 1 節「応急活動体制の確立」に示す。
- (2) 東京ガスグループ
 - ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。
 - ア 被害情報の収集・集約
 - (ア) 一般の家屋被害及び人身被害発生情報並びに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報
 - (イ) 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
 - (ウ) ガス施設等の被害及び復旧に関する情報
 - (エ) 復旧作業に必要な資機材・食糧又は応援部隊等に関する情報
 - イ 危険予防措置
 - ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
 - ウ 応急措置
 - 応急復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被害者の生活確保を行う。
 - エ 資機材の調達
 - 各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。
 - (ア) 取引先・メーカー等からの調達
 - (イ) 防災備蓄倉庫からの出庫
 - (ウ) 被災していない他地域からの流用
 - (エ) 他ガス事業者からの融通
 - オ 復旧用資機材置場等の確保
 - 災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。
 - カ 広報
 - (ア) 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業時、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。
 - (イ) 広報の方法については、ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
 - キ 事業継続計画の策定・発動
 - 事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全、及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を優先する。
 - (ア) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
 - (イ) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
 - (ウ) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
 - (エ) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
 - 事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

3 通信施設

災害時により電気通信設備に被害の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

(2) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等その確保の措置を講ずる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(4) 災害時の広報

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合において、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該地域へ周知する。

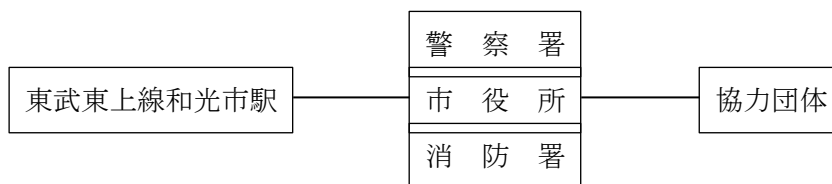
ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機のふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

【資料 36】 交通施設の応急対策

本部室本部班は、災害のため交通施設に被害の発生するおそれがある場合又は発生した場合には、交通施設の機関及び他の機関と協力して、当該施設を防護するとともに迅速な応急復旧を実施し、交通確保に万全を期すための措置を行う。

また、交通施設に被害が発生した場合は、速やかにその被害状況を取りまとめて県へ報告するとともに、災害対策に関し措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に県へ報告する。

- 1 鉄道施設が災害を受けた場合、総務班は東武東上線と光市駅長に通報し、応急対策の実施を促進する。
- 2 東武東上線と光市駅長より要請があったときは、速やかに関係機関に通報連絡し、応急体制を整えて交通確保に努める。
- 3 鉄道側が応援を要請する被害基準は、次のとおりとする。
 - (1) 列車の脱線又は転覆等により、多数死傷者が生じた場合
 - (2) 列車及び施設に火災が発生したとき。
 - (3) 災害により施設に甚大な被害が生じた場合
 - (4) 通報系統は次のとおりとする。

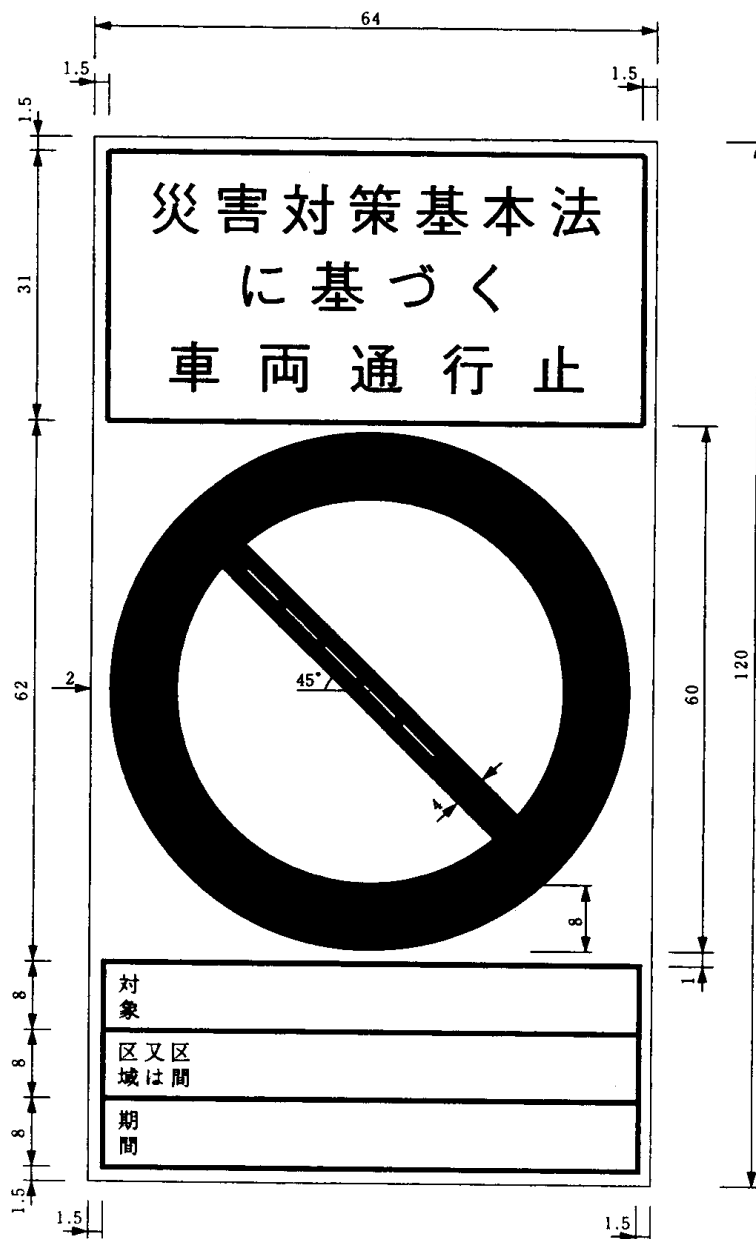


- 4 鉄道輸送が早急に望めないときは、東武鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社は、復旧対策と併用して列車の折返し運転又は自動車輸送等について、万全の交通輸送の確保に努める。
- 5 災害が発生した場合、東武鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社は、各社内規に基づき災害対策本部を設置し、人命を第一として、応急対策活動を展開するものとする。

また、災害発生による復旧作業は、各社で社内的に定められた非常招集計画によって、各社従業員の非常招集を行い復旧作業に従事するものとする。

なお、社会的には、鉄道沿線の埼玉県南西部消防局、和光消防署・分署、朝霞警察署及び市民に対し救援を求めるとともに、各社出入りの請負業者に復旧作業を要請するものとする。

【資料 37】 災害対策基本法に基づく通行止用道路標識



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料 38】 和光市災害対策本部条例

和光市災害対策本部条例

昭和 39 年 7 月 21 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 232 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、和光市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部には部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 39】 上下水道指定工事店一覧表

1 和光市指定給水装置工事事業者一覧

平成 27 年 10 月 1 日現在

工事事業者	住所	電話番号
(有)有吉宏之設備工業	白子 3-33-8	461-2371
萩原設備	新倉 2-24-93	461-1670
栗原設備(株)	新倉 7-1-29	461-6855
(株)上原工業	新倉 2-31-5	461-1854
丸勤商事(株)	中央 1-6-20	463-1630
(株)イハラ	白子 1-1-12	464-1342
(株)協和住設	下新倉 2-49-26	464-8397
(有)常進工業	白子 3-27-37	463-8967
(有)小島設備	南 1-26-11	461-5755
(有)奥山設備工業所	白子 3-37-26	461-2327
(有)優駿設備	白子 3-26-64	450-2323
紀和建設工業(株)	下新倉 3-14-30	463-2011
大粒来組	南 1-26-17	467-8258
(株)加藤興業	白子 4-6-6	468-1477
(有)テクノオウル	白子 2-7-33	463-6683
(有)榎本設備工業	下新倉 3-14-65	466-1915
澄川設備	南 1-7-8	466-2986
仲野設備	南 1-1-30	464-8535
(株)ケンコー	白子 2-14-64	452-6655
(株)新倉造園土木	新倉 2-3-31	464-3021
ipex(株)	南 1-13-2	201-1567

2 和光市下水道排水設備指定工事店一覧

平成 27 年 10 月 1 日現在

工事事業者	住所	電話番号
(有) 有吉宏之設備工業	白子 3-33-8	461-2371
(株) イハラ	白子 1-1-12	464-1342
(株) 上原工業	新倉 2-31-5	461-1854
(有) 奥山設備工業所	白子 3-37-26	461-2327
木下建設(株) 和光支店	本町 3-2-302	465-4487
(株) 協和住設	下新倉 2-42-20	464-8397
栗原設備(株)	新倉 7-1-29	461-6855
(有) 小島設備	南 1-26-11	461-5755
坂下管工	新倉 1-7-22	465-8185
サクラ建設(株)	新倉 2-17-42	466-0131
(有) 常進工業	白子 3-27-37	463-8967
萩原設備	新倉 2-24-93	461-1670
丸勤商事(株)	中央 1-6-20	463-1630
和光建設(株)	南 1-1-29	463-5717
(有) 榎本設備工業	下新倉 3-14-65	466-1915
紀和建設工業(株)	下新倉 3-14-30	463-2011
(有) 仲野設備	南 1-1-30	464-8535
(有) 優駿設備	白子 3-26-64	450-2323
東京住宅機器サービス(株)	中央 1-5-44	469-3511
ipex(株)	南 1-13-2	201-1567

【資料 40】 災害応援協定の締結一覧表

団体名	内容
朝霞市、志木市、新座市	相互応援
戸田市	
東松山市	
東京都練馬区	
東京都板橋区	
長野県佐久市	
新潟県十日町市	
栃木県那須烏山市	
独立行政法人理化学研究所	相互応援
	放射線施設周辺の安全確保
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	施設利用、災害救助
本田技研工業株式会社和光ビル	井戸の使用
司法研修所	一時避難場所としての空地使用
埼玉県立和光国際高等学校	防災活動拠点や避難所としての利用
埼玉県立和光特別支援学校	
埼玉県立和光南特別支援学校	
埼玉県立和光高等学校	
一般財団法人和光市学校給食協会	給食の炊き出し応援
和光市商工会	道路・河川の応急復旧、被災者救助
和光市指定上下水道組合	上下水道の応急復旧
有限会社有山商店	消火活動業務
柳下生コン株式会社	消火活動業務
あさか野農業協同組合	生産緑地の提供
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 埼玉第二支社ベンディング所沢支店	飲料水の提供
和光市石油販売業者代表者	復興対策用燃料の供給
日本救助犬協会	災害救助犬による不明者等の捜索
埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧
株式会社ジェイコム東京	災害情報の放送等
東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	電力復旧
株式会社コミュニティシェアFM	緊急放送
一般社団法人埼玉県トラック協会朝霞支部	輸送業務
生活協同組合コープみらい	応急生活物資供給等
わこう助産院	福祉避難所の設置
ヤフー株式会社	情報発信
埼玉司法書士会	被災者等相談の実施
東日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用
一般社団法人全国霊柩自動車協会	遺体搬送
一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会	バスによる輸送活動
5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	畳の提供
東京ガスグループ（東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社）	ガス関連事故に対する情報提供・広報活動
一般社団法人朝霞地区医師会	医療救護活動
一般社団法人朝霞地区歯科医師会	歯科医療救護活動
一般社団法人朝霞地区薬剤師会	医療救護活動

団体名	内容
特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	物資等の供給
佐川急便株式会社	緊急物資の輸送、緊急物資拠点の運営
日本通運株式会社	緊急物資の輸送
ヤマト運輸株式会社	緊急物資の輸送、緊急物資拠点の運営
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	生活物資の供給等
NTT タウンページ株式会社	災害に対する防災啓発情報等の発信
日本郵便株式会社（和光市内郵便局）	郵便業務等の協力
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	復旧支援協力
株式会社イトーヨーカ堂	救援物資の供給
株式会社パスコ	航空写真無償提供
埼玉県行政書士会	被災者支援
本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、幸手市、AGS 株式会社	総合行政システムの運用に係る相互支援
株式会社ゼンリン	地図製品等の供給等
公益社団法人埼玉県獣医師会南支部	動物救護活動の実施

【資料 41】 自衛隊災害派遣要請書

和 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

和光市長

自衛隊災害派遣要請書

下記の事由により、至急自衛隊の派遣を要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概要
 - (1) 人員
 - (2) 車両等の種類
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域
 - (2) 活動内容
- 5 その他参考となるべき事項

【資料 42】 自衛隊災害派遣撤収要請書

和 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

和光市長

自衛隊災害派遣撤収要請書

当市 地区の避難救助活動のため、 年
月 日付 発第 号をもって自衛隊の出勤を要請し
ましたが、避難救助活動が概ね完了いたしましたので、撤収要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

【資料 43】 和光市災害用ハッシュタグ運用基準

和光市災害用ハッシュタグ運用基準

制定 平成 26 年 2 月 24 日 市長決裁

1 趣旨

市内において大規模災害が発生した際に、被災状況に関する情報収集の手段の一つとしてツイッターを効率的に活用するため、和光市の災害に関するハッシュタグを定めることとする。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大規模災害 市内の広範囲に被害又は影響を及ぼす地震、台風、竜巻等の災害
- (2) ツイッター ツイッター社が提供する 140 文字以内の文章による情報ネットワークサービス
- (3) ツイート ツイッターに投稿された文章
- (4) ハッシュタグ 特定の事項に関するツイートであることを証するため、ツイートの本文の前に記載する文字

3 和光市災害用ハッシュタグ

大規模災害における市内の被災状況に関するツイートハッシュタグは、「 #和光市災害 」とする。

具体的には、半角#（ハッシュ）の後に、和光市災害と記載する。

4 運用による効果

和光市災害用ハッシュタグを運用することで、ツイッターにより市民が提供する市内の被災状況（道路の冠水、倒木など）に関する情報の検索が容易になり、市内の災害情報を効率的に収集し、迅速にその対応を図ることができる。

5 周知

市のホームページ、広報等により、広く市民に対し、和光市災害用ハッシュタグを周知する。和光市災害用ハッシュタグの周知に当たっては、次の注意事項を併せて周知する。

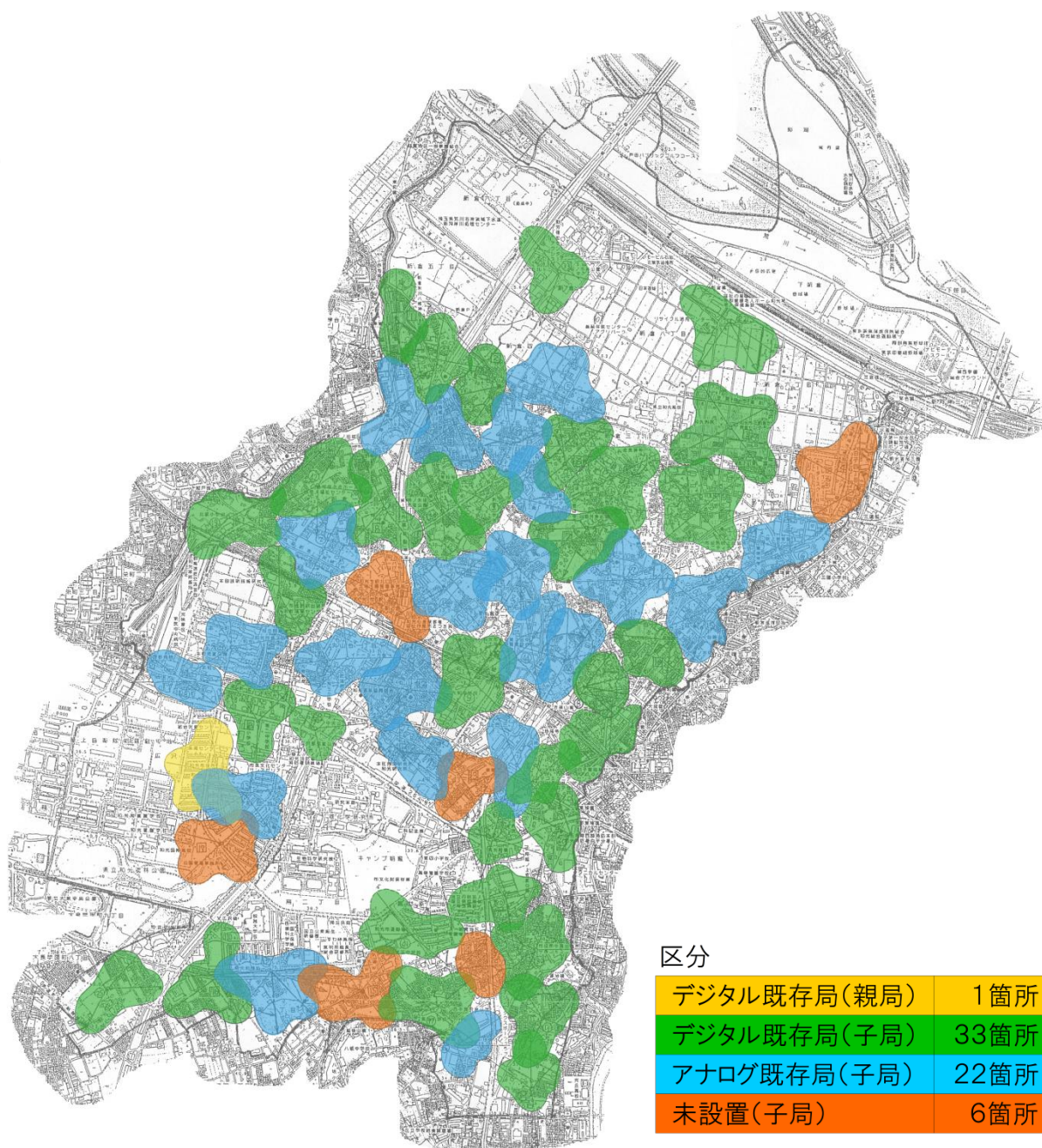
- (1) ツイートに対し、市は個別の対応を行わないこと。
- (2) 和光市災害用ハッシュタグによるツイートの確認は、大規模災害時に限定されること。
- (3) 前号の確認は、時間及び回数を定めず、適宜行われるものであること。
- (4) ツイートにより誤った情報が広まるおそれがある場合、市が正確と判断した情報を発信すること。
- (5) 緊急を要する被災については、市に直接連絡することが望ましいこと。
- (6) ツイッターの利用及びツイートした内容は、自己責任であること。

6 施行日

平成 26 年 2 月 25 日

【資料 44】 防災行政無線（同報系無線）音達状況

平成 28 年 3 月末現在



VI資料編

【資料 45】 防災行政無線（同報系無線）一覧

【資料 45】 防災行政無線（同報系無線）一覧

平成 31 年 3 月末現在

No.	受信所名	所在地	No.	受信所名	所在地
1	市役所（親局を含む）	広沢 1-5	32	峰前	新倉 2-25-47
2	北口	新倉 1-10-87	33	勤労福祉センター	新倉 7-10-7
3	新倉小学校	新倉 2-2-39	34	向山地域センター	白子 1-33-20
4	上之郷	新倉 2-18-45	35	芝屋橋	白子 1-12-1
5	新倉坂下	新倉 3-12-1	36	イトーヨーカドー	丸山台 1-9-3
6	吹上	白子 3-19-7	37	アークハイム	新倉 3-1-40
7	下新倉氷川神社	下新倉 3-13-33	38	中央公民館	中央 1-7-27
8	白子小学校	白子 3-2-10	39	谷中（間々下橋）	下新倉 3-6
9	大和中学校	丸山台 2-8-8	40	谷中児童遊園地	下新倉 3-23
10	諏訪神社	白子 2-13-1	41	和光市運動場	南 2-2-2
11	白子天理教	白子 1-21	42	東妙蓮寺児童遊園地	下新倉 1-5
12	越後山中央公園	南 1-16	43	勤労青少年ホーム	新倉 1-20-40
13	西大和団地	西大和団地 1	44	谷中土地区画整理事務所	下新倉 2-45-1
14	消防団第一分団車庫	白子 2-15-53	45	喜代の湯北	新倉 2-5
15	白子市場	白子 3-24-11	46	丸山台緑の公園	丸山台 2-23
16	下新倉	下新倉 4-20	47	下新倉小学校	下新倉 5-21-1
17	第五小学校	南 1-5-10	48	酒井浄水場	下新倉 4-3-1
18	本町小学校	本町 31-17	49	赤池児童遊園地	新倉 2-17
19	北原小学校	新倉 1-5-27	50	和光台児童遊園地	新倉 2-32
20	DIK マンション	白子 2-9-23	51	しらこ保育園	白子 3-29-10
21	メゾン和光台	白子 2-15-1	52	坂下公民館	新倉 3-4-18
22	清掃センター	下新倉 6-17-1	53	総合福祉会館	南 1-23-1
23	下里	下新倉 4-26	54	本町②	本町 7
24	柿ノ木坂児童公園	新倉 1-36	55	広沢小学校	広沢 1-5
25	二軒新田児童遊園地	南 1-28	56	柿ノ木坂湧水公園	新倉 1-34
26	東埼橋	白子 2-24-24	57	総合体育館	広沢 3-1
27	上谷津橋	新倉 2-12	58	野川公園	白子 4-4
28	浅久保児童遊園地	中央 1-3	59	くらやみ坂	中央 2-6
29	CI ハイツ	本町 31-8	60	埼玉病院看護寮南	諏訪 2-6
30	牛房コミュニティセンター	白子 2-28-13	61	第三中学校	南 2-2-1
31	白子ガード下	白子 3-37	62	下新倉小学校	下新倉 5-21-1

【資料 46】 気象庁震度階級関連解説表

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。据わりの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちる物が多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

使用にあたっての留意事項

- 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

建物の状況

震度 階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いということだけで耐震性の高低が決まるものではない、既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いということだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定している物につかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

【資料 47】 発生速報

発 生 速 報

和 光 市

年 日 時 分 受信		発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

【資料 48】 経過速報

経過速報

和光市

				発信者				受信者			
災害の種別				発生地域							
被害報告				月 日 時 分 現在							
報告区分				発生 経過							
区分				被害		区分				被害	
人的被害	死者		人			田畑被害	田畑	流失・埋没 ha		流失 埋没	
	行方不明者		人					冠 水 ha			
	負傷者	重傷	人					流失・埋没 ha		流失 埋没	
		軽傷	人					冠 水 ha			
住家被害	家被害	全壊 (焼) (流失)	棟			その他の被害	道路被害	決壊		箇所	
			世帯					冠 水		箇所	
			人					文教施設		箇所	
		半壊 (焼)	棟					病院		箇所	
			世帯					橋りょう		箇所	
			人					河川		箇所	
		一部破損	棟					砂防		箇所	
			世帯					清掃施設		箇所	
			人					崖くずれ		箇所	
		床上浸水	棟					鉄道不通		箇所	
			世帯					被害船舶		隻	
			人					水道		戸	
	床下浸水		棟			電話		回線			
			世帯			電気		戸			
		人			ガス		戸				
	非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟			被災世帯数		世帯		
			半壊 (焼)	棟			被災者数		人		
		その他	全壊 (焼)	棟			火災発生	建物			
			半壊 (焼)	棟				危険物		件	
								その他		件	

災害に対してとられた措置

1 災害対策本部措置の状況 日 時 分 措置

2 市（町村）のとした主な応急措置の状況

3 応援要請又は職員派遣の状況

4 災害救助法的用の状況

5 避難命令・勧告の状況

市町村数 地区数

人 員 人

6 消防機関の活動状況

(1) 出動人員 消防職員 名

消防団員 名

計 名

(2) 主な活動内容（使用した機材を含む）

【資料 49】 被害状況報告

被 害 状 況 報 告

和 光 市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区分				被害	区分			被害		
人的被害者	死者		人		田畑被害者	田	流失・埋没 ha		流失	埋没
	行方不明者		人				畑	冠 水 ha		
	負傷者	重傷	人			流失・埋没 ha		流失	埋没	
		軽傷	人			冠 水 ha				
住家被害	被害	全壊 (焼) (流失)	棟		道路被害	決壊	箇所			
			世帯			冠 水	箇所			
			人		その他の被害	文教施設	箇所			
		半壊 (焼)	棟			病院	箇所			
			世帯			橋りょう	箇所			
			人			河川	箇所			
		一部破損	棟			砂防	箇所			
			世帯			清掃施設	箇所			
			人			崖くずれ	箇所			
	床上浸水	棟		鉄道不通		箇所				
		世帯		被害船舶		隻				
		人		水道		戸				
		床下浸水	棟			電話	回線			
			世帯			電気	戸			
			人			ガス	戸			
	非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟			被災世帯数		世帯	
半壊 (焼)			棟		被災者数		人			
その他		全壊 (焼)	棟		火災発生	建物				
		半壊 (焼)	棟			危険物	件			
					その他	件				

VI資料編

【資料 49】 被害状況報告

区分		被害		市災害 町村策 村本部	名称		
公立文教施設	千円		設置		月	日	時
農林水産業施設	千円		解散		月	日	時
公共土木施設	千円						
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害 市町村数		団体		災害 対策 本部 設置 市町 村名			
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
				災害 救助 法適 用市 町村 名	計 団体		
					計 団体		
	その他	千円		消防職員出勤延人数	人		
被害総額		千円		消防団員出勤延人数	人		
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）						

【資料 50】 被害報告判定基準

区分	基 準
人的被害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。 2 「行方不明者」とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 「棟」とは、一つの独立した建物とする。 3 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田畑被害	1 「流出、埋没」とは、田・畑の耕土のが流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。 2 「冠水」とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
道路被害	1 「道路決壊」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 「道路冠水」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他被害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区分	基 準
	3 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【資料 51】 埼玉県緊急消防援助隊受援計画

埼玉県緊急消防援助隊受援計画

策定 平成 16 年 12 月 24 日
最終変更 平成 29 年 12 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 36 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、さいたま市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、幹事消防局とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 応援等の要請

(応援等の要請の手続等)

第 3 緊急消防援助隊の応援等の要請は、別紙第 1 のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該市町村を管轄する消防局及び埼玉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により連絡するものとする。

3 被災地の市町村長は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、知事に対して電話により連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式 1－2 により速やかに行うものとする。

4 被災地の市町村長は、知事に対して第 2 項及び第 3 項の連絡ができない場合は、その旨を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡することができるものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

5 知事は、被災地の市町村長から電話により応援等が必要であるとの連絡を受け、災害の状況及び埼玉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して、電話により応援等の要請を直ちに行うものとする。

7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要であると判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

8 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議できる。

9 知事は、災害の概況、出動を希望する区域及び活動内容その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項が明らかになり次第、長官に対して電話により報告するものとする。

VI資料編

【資料 51】 埼玉県緊急消防援助隊受援計画

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別や規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、要請要綱別記様式 1－1 により速やかに行うものとする。

10 知事は、電話による緊急消防援助隊の応援等の要請を行った場合は、その旨を、様式 1 により被災地の市町村長及び県内各消防局の消防局長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 3－2 により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を、様式 1 を通信書として要請要綱別記様式 3－2 を添付し、被災地の市町村長及び県内各消防局の消防局長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階で応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県に埼玉県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 知事は、長官から要請要綱別記様式 3－3 により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を、様式 1 を通信書として要請要綱別記様式 3－3 を添付し、被災地を管轄する消防局及び県内各消防局の消防局長に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第 5 埼玉県内の消防局は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が埼玉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、埼玉県に対して報告するものとする。

2 埼玉県は、前項に掲げる災害が埼玉県内で発生した場合は、早期に埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

3 埼玉県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要でないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第 6 応援等の要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等の要請時の連絡先は、別表第 2－1 から別表第 2－4 までのとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として電話又は F A X（必要に応じて様式 1 を通信書とする。）によるものとする。

第 3 章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第 7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が二以上ある場合において緊急消防援助隊の応援等を受けるときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、DMAT 等の関係機関との調整等を踏まえ、知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、埼玉県危機管理防災センター 2 階第 2 オペレーションルームに設置するものとする。

3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

4 調整本部の副本部長は、埼玉県危機管理防災部災害対策課長及び埼玉県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

(1) 埼玉県危機管理防災部災害対策課の職員

(2) 代表消防機関の職員（代表消防機関が職員の派遣を行うことができない場合は、代表消防機関代行の職員）

(3) 被災地消防局の職員

(4) 防災航空隊の職員

6 調整本部は、「埼玉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対し、速やかに報告するものとする。

8 調整本部は、埼玉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害状況、災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地消防局、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の埼玉県内での部隊移動に関すること。

(4) 自衛隊、警察、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 埼玉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

(6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

(7) 災対本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

9 埼玉県は、別表第 3 に定める資機材等を整備しておくものとする。

10 調整本部は、別紙第 2 を活用し、運用するものとする。

11 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

12 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防局及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

（指揮本部の設置）

第 8 被災地消防局は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに被災地消防局及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防局及び消防団の活動状況、埼玉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入体制が整わないと判断する場合は、埼玉県及び代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）に遅滞なくその任務に係る調整を求める

VI資料編

【資料 51】 埼玉県緊急消防援助隊受援計画

ものとする。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部長は、調整本部の本部員として、埼玉県内で活動する指揮支援隊を統括し、災对本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。

4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

7 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第10 埼玉県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防局と調整するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防局は、別表第5のとおりとする。

(2) 航空隊の進出拠点及び担当消防局は、別表第6のとおりとする。

2 調整本部は、決定した進出拠点について、別表第5及び別表第6の進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防局は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊（以下「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配付)

第13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー、ホース媒介金具及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第7のとおりとする。

3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第14 ヘリコプター離着陸場所は、別表第8のとおりとする。

(宿営場所)

第15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防局と調整するものとする。調整に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。なお、宿営場所の決定は、消防庁が行うものとする。

2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、可能な限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

3 調整本部は、決定した宿営場所について、別表第9の宿営場所担当消防局に対して連絡するものとする。

4 宿営場所担当消防局は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第16 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。

2 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

(燃料調達要請)

第17 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、燃料等の供給について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(重機派遣要請)

第18 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、重機派遣について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(物資等調達要請)

第19 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、物資調達について災害時の応援協定を締結している団体に、災対本部を通じて要請するものとする。

(部隊移動)

第20 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第21 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により部隊移動に関する意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

VI資料編

【資料 51】 埼玉県緊急消防援助隊受援計画

3 知事は、埼玉県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6－2により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式6－4により部隊移動通知を受けた場合は、被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（知事による部隊移動）

第22 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村の意見を把握するよう努めるとともに、県内消防局の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長に対し、要請要綱別記様式6－5により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して要請要綱別記様式6－6により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

第23 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の処置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

第24 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事に対して直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、埼玉県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び埼玉県を所管する指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとする。

なお、書面による通知は、要請要綱別記様式4－1により速やかに行うものとする。

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

第25 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

（地理情報）

第26 知事及び各消防局の消防局長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

(1) 各部隊の進出拠点

(2) ヘリコプター離着陸場

- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

(災害時の体制整備)

第27 知事、各市町村長及び各消防局の消防局長は、関係機関と連携し、災害時における燃料等の供給体制、重機派遣に関する協力体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(消防局の受援計画の策定)

第28 各消防局の消防局長は、当該消防局の管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 各消防局の消防局長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、埼玉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3 各消防局の消防局長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

(航空隊の受援計画)

第29 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、埼玉県防災航空隊が別に定めるものとする。

(首都直下地震が発生した場合の受援計画)

第30 本計画に定めるもののほか、消防庁の定める「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」により緊急消防援助隊の応援等を受けるものとする。

(その他)

第31 その他埼玉県緊急消防援助隊受援計画に必要な事項は、緊急消防援助隊埼玉県連絡会議に諮り、別に定める。

附 則

この計画は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年7月6日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年7月3日から施行する。

附 則

VI 資料編

【資料 51】 埼玉県緊急消防援助隊受援計画

この計画は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

備考 別記様式及び別表については、記載を省略する。

The organizational chart illustrates the disaster medical response coordination structure in Saitama Prefecture. At the top is the Ministry of Health, Labour and Welfare (本部長). Below it is the Saitama Prefecture Disaster Medical Response Headquarters (埼玉県災害医療調整本部). The chart shows the flow of information and personnel from the Ministry down to various local medical organizations and disaster response teams.

- Ministry of Health, Labour and Welfare (本部長)**
 - 指示 (Instruction) to **自衛隊衛生部隊** (Self-Defense Forces Medical Unit) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **保健医療調整本部** (Health and Medical Response Headquarters).
- 保健医療調整本部** (Health and Medical Response Headquarters)
 - 指示 (Instruction) to **保健所長** (Health Center Chief) via **指示** (Instruction).
 - 指示 (Instruction) to **市町村** (Municipalities) via **連絡調整** (Coordination and Adjustment).
 - 指示 (Instruction) to **県医師会** (Saitama Prefecture Medical Association) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **(独) 国立病院機構** (National Hospital Organization) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **DMAT 県調整本部** (DMAT Prefecture Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 助言 (Advice) to **災害医療コーディネーター等** (Disaster Medical Coordinator, etc.) via **助言** (Advice).
- 保健所長** (Health Center Chief)
 - 指示 (Instruction) to **市町村** (Municipalities) via **連絡調整** (Coordination and Adjustment).
 - 指示 (Instruction) to **市町村** (Municipalities) via **出動要請** (Request for Dispatch).
- 市町村** (Municipalities)
 - 指示 (Instruction) to **県医師会** (Saitama Prefecture Medical Association) via **指示** (Instruction).
 - 指示 (Instruction) to **都市医師会** (Urban Medical Association) via **指示** (Instruction).
 - 指示 (Instruction) to **(独) 国立病院機構** (National Hospital Organization) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **DMAT 県調整本部** (DMAT Prefecture Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 県医師会** (Saitama Prefecture Medical Association)
 - 指示 (Instruction) to **都市医師会** (Urban Medical Association) via **指示** (Instruction).
 - 指示 (Instruction) to **(独) 国立病院機構** (National Hospital Organization) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **DMAT 県調整本部** (DMAT Prefecture Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 都市医師会** (Urban Medical Association)
 - 指示 (Instruction) to **(独) 国立病院機構** (National Hospital Organization) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **DMAT 県調整本部** (DMAT Prefecture Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- (独) 国立病院機構** (National Hospital Organization)
 - 指示 (Instruction) to **DMAT 県調整本部** (DMAT Prefecture Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- DMAT 県調整本部** (DMAT Prefecture Coordination Headquarters)
 - 指示 (Instruction) to **災害拠点病院** (Disaster Base Hospital) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **災害時連携病院** (Disaster Time Linkage Hospital) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 埼玉県DPAT調整本部** (Saitama Prefecture DPAT Coordination Headquarters)
 - 指示 (Instruction) to **精神医療センター** (Mental Medical Center) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 精神医療センター** (Mental Medical Center)
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 災害拠点病院** (Disaster Base Hospital)
 - 指示 (Instruction) to **災害時連携病院** (Disaster Time Linkage Hospital) via **連携** (Linkage).
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 災害時連携病院** (Disaster Time Linkage Hospital)
 - 指示 (Instruction) to **日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch) via **派遣要請** (Request for Dispatch).
- 日赤埼玉県支部** (Red Cross Saitama Prefecture Branch)
 - 指示 (Instruction) to **日赤本社** (Red Cross Head Office) via **派遣依頼** (Request for Dispatch).
 - 指示 (Instruction) to **近隣日赤** (Nearby Red Cross) via **派遣依頼** (Request for Dispatch).

資料編—85

【資料 53】 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して
必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書

埼玉県（以下「甲」という。）は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 16 条の規定により、非常災害の場合における救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部（以下「乙」という。）に委託する契約を次のとおり締結する。

（委託事務の内容）

第 1 条 乙は、甲が災害救助法を適用した場合又は災害救助法第 14 条の規定に基づき応援をなす場合であって、乙に救助又はその応援を要請した場合に、前文の規定による委託事務（以下「委託事務」という。）を実施するものとする。

（委託事務の種類、範囲等）

第 2 条 委託事務の種類、範囲等は、次のとおりとする。

(1) 避難所の設置

甲が行う避難所の設置の支援として、次の事項を必要に応じて行うものであること。

ア 生活環境の整備

救援物資の配布や衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うものであること。

イ こころのケア

災害による被災者の精神的なショック、避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを応急的に行うものであること

(2) 医療

ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものであること。

イ 医療の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容並びに看護とする。

ウ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

(3) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものであること。

イ 助産の範囲は、分べんの介助、分べん前後の処置及び脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給とする。

ウ 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

(4) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、必要な限度内において、死体に関する処理を行うものであること。

イ 死体の処理の範囲は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案とする。

ウ 死体の処理を実施できる期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、甲の要請により延長することができる。

(5) その他必要な事項

その他、甲は法第 4 条に規定される救助の範囲において、必要な事項を乙に委託することができる。

（救護班の編成）

第 3 条 委託事務のうち、医療及び助産については、乙が編成する救護班によって行うものとする。

ただし、状況によりやむを得ない場合は、その行為を日本赤十字社埼玉県支部（以下「支部」という。）所属の医療施設において行うことができる。

（委託事務の費用）

第 4 条 委託事務を実施するために必要な費用は、別表に定めるところにより乙が支弁するものとする。

（補償請求）

第 5 条 甲は、前条により乙が支弁した費用のうち、その費用に充当すべき寄付金その他の収入を控除した額を乙の補償請求に基づきこれを負担する。なお、補償の請求は「災害救助法第 19 条の規定による補償請求書（別紙様式）」の提出によって行うこととする。

2 前項に規定する寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際特に救助又はその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金、日本赤十字社募金及び一般義援金品は含まない。

（委託事務の範囲を越えて行った費用）

第 6 条 第 2 条各号に規定する処理の範囲を超えて行った場合の費用は、乙が負担するものとする。

（甲による救助の実施）

第 7 条 甲は、乙がこの契約に基づいて、第 2 条に規定する委託事務を実施する場合であっても災害の状況に応じ、必要と認めるときは、第 2 条各号に掲げる事項を実施することができるものとする。

（甲による援助）

第 8 条 乙が行う委託事務の実施に当たっては、甲はこれを援助するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この契約の有効期間は、効力発生から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

（改定、更新）

第 10 条 法令の改正等の理由によりこの契約を改定する必用が生じたときは、甲、乙すみやかに協議のうえ改定するものとする

2 この契約の有効期間の満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第 11 条 前各条に定めるもののほか、委託事務の実施に関して必要な事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（関係契約の廃止）

第 12 条 災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約（昭和 35 年 4 月 1 日締結）は、この契約の締結と同時に廃止する。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保存するものとする。

令和 3 年 4 月 1 日

さいたま市浦和区高砂 3-15-1
甲 埼玉県
埼玉県知事 大野 元 裕

さいたま市浦和区岸町 3-17-1
乙 日本赤十字社埼玉県支部
事務局長 森 尾 博 之

別表

契約書第4条の委託事務支弁費用区分表

費用区分	範囲及び算定基準
人件費	委託事務の実施に従事した救護員の役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の現職の有給職員を除く。）、時間外手当等、深夜手当及び旅費について、日本赤十字社の定めている日本赤十字社救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程、日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社旅費規則等により計算した額によること。
救助費	ア 生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とすること。 イ こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とすること。 ウ 医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費とすること。ただし、支部所属の医療施設で行った場合には、医科診療報酬点数表により算出した額とする。 エ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号（平成25年10月1日）に定める基準によること。 オ 検案の処置のために使用した材料、器具破損処理等の実費とすること。 カ 救護所設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理を含む損料の実費とすること。 キ 上記のほか、委託した事項の実施のために要した費用の実費とすること。
輸送費	委託事務の実施のために必要な輸送費についての当該地域における通常の実費によること。
賃金職員等雇上費	委託事務の実施のために必要な賃金職員等雇上費についての当該地域における通常の実費によること。
扶助金	委託事務の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額によること。
事務費	委託事務の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とすること。

【資料 54】 和光市病院一覧表

(令和 6 年 1 2 月 1 日現在)

名称	所在地	電話番号	診療科目
埼玉病院	諏訪 2-1	462-1101	内・小・外・整・産婦・精・眼・ 耳・循・脳・泌・放・消・呼・麻・ 形・脳内・心・リハ・皮・乳・緩・ 内視・病・総診・救・口外・腫内・ 血膠・腎
菅野病院	本町 28-3	464-5111	内・整・歯・泌・リハ・心療・精・ 放・神・老精
坪田和光病院	白子 2-12-15	465-5001	整・外・皮・リハ・内・泌・肛・麻
和光病院	下新倉 5-19-7	450-3311	精
和光リハビリテーション病院	中央 2-6-75	464-6111	リハ・内・放・整・脳
心乃美整形外科内科	白子 2-15-66	468-3456	内・胃・整・リハ・泌・リウ
西谷医院	白子 2-22-10	461-2226	内・小・循環器内科
門田医院	西大和団地 1-6-3	461-6412	内・小・循・皮
和光クリニック	丸山台 1-4-2 2・3F	468-2115	内・リウ・アレ
村山皮膚科クリニック	丸山台 1-4-15 3F	464-5333	皮・アレ・小・小児皮膚科・美容皮膚科
わこうキッズえきまえこどもクリニック	丸山台 1-10-1 4F	466-9816	小
和光駅前皮フ科	丸山台 1-10-4-4F	450-1102	皮・アレ
あさひ第 2 クリニック	丸山台 1-10-6 5F	469-4141	精・神・内・小・心療・神内
中川眼科	本町 2-6 2F	465-1144	眼
中川眼科・エキアプレミエ和光	本町 4-7 エキアプレミエ和光 3F	485-9914	眼
恵クリニック	本町 2-6 2F	464-9893	内・皮・胃
和光耳鼻咽喉科	丸山台 1-10-20 2F	467-0889	耳・アレ
田中医院	本町 11-1-101	461-2060	内
和光内科外科診療所	本町 14-40	466-2235	内・外・皮・小・リハ
和光整形外科内科	本町 22- 1 1F	462-1008	整・内・皮・リハ
和光駅前クリニック	新倉 1-2-65	460-3466	外・整・リハ・内・小・消・肛
佐々木眼科医院	新倉 1-2-66	467-0071	眼
大森耳鼻咽喉科医院	新倉 1-2-67 3F	467-3314	耳・小
勝海外科	新倉 1-11-1	464-2685	胃・外・整・皮・呼・内
宇野小児科医院	新倉 1-20-20	465-8888	小
天野医院	新倉 3-5-40	468-4055	内・小・麻
和光小児科クリニック	新倉 3-8-7	467-1108	小
オアシス愛生クリニック	新倉 2-5-49	423-5966	内・心療・皮・整・精
わこう在宅診療所	丸山台 1-4-3 602	451-5589	内・皮・精・眼・耳
恵愛生殖医療医院	和光市本町 3-13 タウンコートエクセル 3F	485-1185	産婦

VI資料編

【資料 54】 和光市病院一覧表

和光のそらクリニック	新倉 1-12-59	423-6639	精・心内
和光脳神経外科・内科	丸山台 2-29-1	424 - 3870	脳神外・内・神内・放
和光ホームケアクリニック	丸山台 3-12-12-204	486-9424	内、整
すこやかわこう おや こサポートクリニック	広沢 1-5-55		小・心内
あらい和光市駅前 脳 外科・神経内科	本町 6-5 4F	460-0612	脳神外科・神経内科
和光みんなの皮膚科	丸山台 1-11-11 1F	487-7440	皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科
和光市駅前かわはら内 視鏡・消化器内科クリ ニック	本町 6-5 4F	469-7149	内、内視鏡内科、消内、肛門内科
せきね耳鼻咽喉科クリ ニック	本町 6-5 4F	460-3387	耳、小児耳鼻咽喉科、アレ
さいたま胃腸内視鏡と 肝臓のクリニック 和 光市駅前院	丸山台 1 丁目 10- 20 3・4F	423-4191	内・消内・内視鏡内科、胃腸内科、 肝臓内科
なでしこ眼科	南 1-33-23	487-7637	眼、小児眼科
よしおか脳神経外科ク リニック	南 1-33-22	424-2802	脳外・内・リハ
ひかりクリニック和光	丸山台 1-10-20 M・ Nビルディング 5 階	458-3044	内・皮・精・整・神内
医療法人社団三柚会 よつば在宅クリニック 和光	本町 1-17 齋藤ビル 4 階 4 号室	050- 8893- 5301	内

【診療科目略号説明】

内=内科 呼=呼吸器科 消=消化器科 循=循環器科 小=小児科 精=精神科 胃=胃腸科
 神内=神経内科 心内=心療内科 外=外科 神=神経科 リハ=リハビリテーション科
 リウ=リウマチ科 整=整形外科 麻=麻酔科 脳内=脳神経内科 脳外=脳神経外科
 心=心臓血管外科 産=産科 形=形成外科 耳=耳鼻咽喉科 皮=皮膚科 婦=婦人科 眼=眼科
 アレ=アレルギー科 放=放射線科 泌=泌尿器科 循内=循環器内科 消内=消化器内科
 呼内=呼吸器内科 呼外=呼吸器外科 小外=小児外科 消外=消化器外科 乳外=乳腺外科
 内視内=内視鏡内科 内視外=内視鏡外科 病診=病理診断科 緩内=緩和ケア内科
 総合=総合診療科 救=救急科 神=神経科 老精=老年精神科 肛=肛門科 麻=麻酔科
 小皮=小児皮膚科 美皮=美容皮膚科

VI資料編

【資料 55】 和光市歯科診療所一覧表

【資料 55】 和光市歯科診療所一覧表

(令和 6 年 1 2 月 1 日現在)

名称	所在地	電話番号	診療科目
おりい歯科医院	白子 1-11-7	201-1687	歯、小歯、矯歯、 口外
うのき歯科クリニック	白子 2-6-20 メゾンアンクレ 1F	469-0180	歯・小歯
メリー歯科	白子 3-28-6	466-8143	歯・小歯・歯外
相田俊孝歯科	南 1-1-59	462-0220	歯
デンタルオフィス松川	南 1-6-20	461-7676	歯・矯歯・小歯・ 歯外
南大和歯科医院	南 1-11-50	461-8732	歯・小歯
和光おとなこども歯科	下新倉 2-10-3 ヒラソール 1F	460-4600	歯、小歯、歯外、 矯歯
柴崎歯科医院	南 1-16-21	466-0604	歯・矯歯・小歯
西大和歯科クリニック	本町 23-31	466-5553	歯、小歯、矯歯
島田歯科医院	丸山台 1-4-3 ヴェルデ [®] 和光 2F	469-1010	歯・矯歯・小歯
和光市ファミリー歯科	丸山台 1-9-3 イトーヨーカドー 3F	458-6480	歯、小歯、矯歯、 歯外
和光市歯科	丸山台 1-10-1 MTC ビル 6F	450-7420	歯、小歯、歯外、 矯歯
アルファ矯正歯科クリニック	丸山台 1-10-4F' SB0X4F	451-4187	歯・矯歯
歯科タケダクリニック	丸山台 1-10-5 和光 MHビル 2F	467-2000	歯・矯歯・小歯
ながほ歯科クリニック	丸山台 1-11-4 カプリ 1F	423-0267	歯・矯歯・小歯・ 歯外
ひかり歯科クリニック	丸山台 2-12-6 ロッソハ [®] ステロ 1F	466-1472	歯・矯歯・小歯・ 歯外
坪井歯科クリニック	本町 1-14 鈴木ビル 2F	450-6483	歯・矯歯・小歯・ 歯外
笹尾歯科医院	本町 2-6 レインボープラザ [®] 307 号	467-7651	歯・矯歯・小歯
オダカ歯科医院	本町 5-15 山ビル 2F	464-8241	歯
なかむら小児歯科医院	本町 6-9	465-2009	歯・矯歯・小歯
まほろば歯科	本町 15-35 大野ビル 1F	463-5521	歯、小歯、歯外
まさき歯科	本町 20-3	468-0001	歯・矯歯・小歯・ 歯外
シーアイ池田歯科医院	本町 31-2-218 シーアイハイツ E 棟 2F	462-0080	歯
和光市デンタルオフィス	本町 4-7 エキアプレミエ 和光 3F	423-9637	歯、小歯、歯外、 矯歯
北本歯科医院	新倉 1-2-67 和光駅前ビル 4F	463-4115	歯
小山デンタルクリニック	新倉 2-25-31	464-6480	歯・矯歯・小歯・ 歯外
中野歯科医院	新倉 2-26-7	461-7866	歯・矯歯・小歯・

VI資料編

【資料 55】 和光市歯科診療所一覧表

			歯外
あかり訪問歯科クリニック	新倉 3-8-7 2F	469-2707	歯
第一デンタルクリニック	下新倉 1-1-50	494-7182	歯・小歯・口外
あいゆう 歯科和光診療所	白子 3-10-50	423-3163	歯、小歯、歯外、 矯正歯
和光市駅前キュア歯科・矯正歯科	本町 1-13 鈴森駅前ビル 1F	485-1605	歯、歯外、小歯、 矯正歯
あいゆう 歯科和光第二診療所	丸山台 3-13-1	260-6206	歯、小歯、口外、 矯正歯
歯科添田医院	白子 1-26-5	465-3411	歯
和光市駅ポケット歯科	本町 6-5 和光エイノビル 4 階	260-6104	歯、歯外、小歯、 矯正歯
けいこ先生の歯医者さん	丸山台 1-11-3 アビデ BB1F	458-0840	歯、小歯、矯正歯、 歯外

【診療科目略号説明】 歯=歯科 矯=矯正歯科 小歯=小児歯科 歯外=歯科口腔外科

【資料 56】 和光市薬局一覧表

(令和 6 年 1 2 月 1 日現在)

名称	所在地	電話番号
富澤薬局	白子 2-15-60	461-2031
パル薬局白子店	白子 2-21-13	423-7577
スギ薬局和光店	白子 3-17-30	451-3833
あやめ薬局	諏訪 3-1	468-7900
あおぞら薬局	諏訪 4-10	468-9867
日本調剤和光薬局	諏訪 4-10	450-7606
エミカ薬局	諏訪 4-11	464-1937
アイリス薬局	西大和団地 4-1	452-6237
すみれ薬局	下新倉 1-1-5	469-1341
さつき薬局	丸山台 1-1-10 ベルエポック 1F	460-3320
ファミリープラザ健康薬局	丸山台 1-9-3 イトーヨーカドー1F	465-8023
さと薬局和光店	丸山台 1-10-18 アントワープ平岡 2F	461-6827
ウエルシア薬局和光丸山台店	丸山台 2-11-21	458-4333
大和薬局	本町 1-17	461-2056
和光薬局	本町 12-1	463-7144
ドラッグセイムス和光本町薬局	本町 20-31	450-1875
誠公堂薬局和光店	本町 21-26 コンステレーション 1F	458-0348
新倉ニコニコ薬局	新倉 1-2-64	450-1585
わこう北口薬局	新倉 1-11-7 1F1 号室	423-7383
アトム薬局	新倉 1-20-3	465-8525
日生薬局和光店	新倉 2-5-49 日生オアシス和光 1F	423-0715
新倉健康薬局	新倉 3-6-40	468-7311
フローラ薬局和光店	丸山台 2-29-1	485-1880
アイランド薬局和光本町店	本町 28-7 和光 C&H ハイツ 1F	451-7551
薬局トモズ和光店	本町 3-23	423-6337
薬局トモズシーアイハイツ和光店	本町 31-1	483-4761
薬局マツモトキヨシ EQUIAPREMIE 和光店	本町 4-7 エキアプレミエ和光 1F	468-3744
スギ薬局和光市駅前店	本町 6-5 和光エイノビル 4F	485-1494
ウエルシア薬局和光本町店	本町 15-51 1F	475-8236
おとどけ薬局	諏訪 4-5	468-3600
薬局日本メディカルシステム和光店	丸山台 1-10-20	

【資料 57】 広域避難場所及び避難路の指定基準

1 広域避難場所

- (1) 地震災害時において広域的な避難が可能な公園、緑地、広場その他の公共空地であり、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 面積が 10ha 以上のもの
 - イ 面積 10ha 未満の公共空地で、隣接・近接する避難地機能を有する公共施設やその他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるもの
 - ウ 地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの
- (2) 避難者 1 人当たりの必要面積は、概ね 2 m²以上とする。
- (3) 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- (4) 木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (5) 大規模な崖崩れや浸水などの危険のないところとする。
- (6) 純木造密集市街地から 270m 以上、建ぺい率 5%程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。

2 避難路

- (1) 避難路は、震災などによる市街地火災時に避難者が広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所に避難するための道路等であり、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 幅員が 12m 以上の道路
 - イ 地域特性により、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道
- (2) 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- (3) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (4) 複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

【資料 58】 和光市避難所一覧表

No	種類	施設名	所在地	電話	建物 (㎡)		グラウンド (㎡)
					校舎等	体育館	
1	避難所 (優先順位 1)	白子小学校	白子 3-2-10	461-2073	4,002	922	8,310
2		新倉小学校	新倉 2-2-39	461-2108	3,868	703	6,638
3		第三小学校	中央 1-1-4	461-2322	3,077	752	9,245
4		第四小学校	諏訪 3-20	461-4856	3,723	940	14,562
5		第五小学校	南 1-5-10	463-3100	4,193	937	8,624
6		広沢小学校	広沢 1-5	464-1149	4,700	927	7,160
7		北原小学校	新倉 1-5-27	461-3374	4,630	800	9,488
8		本町小学校	本町 31-17	466-0855	4,850	789	5,287
9		下新倉小学校	下新倉 5-21-1	464-0500	7,889	927	4,239
10		大和中学校	丸山台 2-8-8	461-2143	9,198	1,224	11,256
11		第二中学校	広沢 1-4	462-1793	5,403	1,047	14,377
12		第三中学校	南 2-2-1	461-3306	5,525	1,180	14,618
13		総合体育館	広沢 3-1	462-0107	13,051	—	—
14	避難所 (優先順位 2)	中央公民館	中央 1-7-27	464-1123	2,838	—	—
15		南公民館	南 2-3-1	463-7621	1,501	—	—
16		坂下公民館	新倉 3-4-18	464-5230	552	—	—
17		白子コミュニティセンター	白子 2-15-51	468-1567	169	—	—
18		吹上コミュニティセンター	白子 3-14-10	465-9196	1,076	—	—
19		新倉コミュニティセンター	新倉 2-26-1	465-5521	489	—	—
20		白子宿地域センター	白子 2-20-40	465-1477	168	—	—
21		新倉北地域センター	新倉 2-9-10	462-5636	318	—	—
22		本町地域センター	本町 3-3	464-1338	450	—	—
23		南地域センター	南 1-8-47	466-0795	546	—	—
24		向山地域センター	白子 1-33-20	458-7501	389	—	—
25		城山地域センター	白子 3-4-55	464-9012	127	—	—
26		総合児童センター	広沢 1-5	465-2525	3,459	—	—
27		運動場	南 2-2-2	467-1335	540	—	15,094
28		勤労青少年ホーム	新倉 1-20-40	465-4841	661	—	—
29		勤労福祉センター	新倉 7-10-7	462-7890	3,132	—	—
30		新倉児童館	新倉 1-38-1	463-1679	740	—	196
31		和光国際高等学校	広沢 4-1	467-1311	11,485	2,706	14,986
32		和光高等学校	新倉 3-22-1	463-1207	9,000	1,840	13,848
33	福祉避難所	総合福祉会館	南 1-23-1	452-7600	7,188	—	—
34		しらこ保育園	白子 3-29-10	464-7400	1,410	—	—
35		みなみ保育園	南 2-3-3	450-4641	3,090	—	—
36		新倉高齢者福祉センター	新倉 1-20-39	465-3800	757	—	—
37		わこう助産院	下新倉 2-1-25	424-5537	382	—	—
38		和光特別支援学校	広沢 4-3	465-9770	5,996	757	—
39		和光南特別支援学校	広沢 4-5	465-9780	6,878	687	4,770